

第1 建設業の許可のあらまし

建設業の許可は、建設業法第3条に基づき土木一式工事、建築一式工事を始め大工工事、左官工事、屋根工事等29種の建設工事の種類（2頁の第2表参照）ごとに行われます。

1. 許可の要件

許可の要件として重要なものとして、以下の5つについて審査を行います。

- ①経営経験 ②技術者の有無 ③誠実性 ④財産的基礎 ⑤欠格要件等に該当しないこと
- ⑥社会保険への加入（詳細は13～15頁を参照）

2. 許可を受けなければならない者

工事の注文者から工事を請け負う元請工事、その元請業者から工事の一部を下請する下請工事、その下請業者から更に一部を下請するいわゆる孫請工事のいずれかを問わず、建設工事を請け負うことを営業とする者は、許可を受けなければなりません。

なお、**許可は業種ごとに必要となります**。許可を受けた業種以外の建設工事については、請け負うことはできません。（3の軽微な建設工事、4の附帯工事を除く）

したがって、許可の申請にあたっては2頁の第2表に掲げる29種の工事業のうち、どの業種を選んだらよいかについて十分に注意してください。

また、建設業の許可の**有効期間は5年間**です。したがって、5年以上継続して建設業を営もうとする者は5年ごとに有効期間満了の日前30日までに更新の許可申請書の提出が必要です。

3. 許可を受ける必要のない者（軽微な建設工事）

下記の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、許可は不要です。

第1表 軽微な建設工事

建設工事の区分	建設工事の内容（請負額には消費税額を含みます。）
建築一式工事の場合	工事1件の請負額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事
建築一式工事以外の工事の場合	工事1件の請負額が500万円未満の工事

(1) 工事1件の請負額とは次のものをいいます。

- (イ) 工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約金額の合計金額（ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。）
 - (ロ) 注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約金額に加えた額
- (2) 「木造」とは、建築基準法第2条第5項に定める主要構造部が木造であるものをいいます。
- (3) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の1/2以上を居住の用に供するものをいいます。

4. 許可を受けていない他業種に属する建設工事を請け負うことができる場合（附帯工事）

許可業種以外の建設工事であっても附帯工事としてなら、許可を受けた建設業にかかる建設工事とあわせて請け負うことができます。

附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいいます。

第2表 建設工事と建設業の種類、その内容と例示

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
	建設業法別表			
		昭和47年3月8日建設省告示第350号 〔最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1128号〕	平成13年4月3日国総建第97号 〔最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号〕	平成13年4月3日国総建第97号建設業許可事務ガイドライン (最終改正令和2年12月25日国不建第311号)
1	土木一式工事	土木工事業 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業 工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工 工事業	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					<p>⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、 コンクリートブロック 積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					<p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル(張り)工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据え付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブ</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					ロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐車設備工事	<p>①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石すえ付け等により庭園、公園緑地等の苑地を築造し、道路建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にものみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分とするものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

(注) 建設工事に該当しないもの(例示)

<ul style="list-style-type: none">・樹木の剪定、除草・測量、設計、地質調査・道路維持業務(伐採、草刈、除雪、水路清掃等)・設備・施設の保守点検のみの業務・清掃・工事現場の警備・警戒	<ul style="list-style-type: none">・自社施工・建設資材(生コン、ブロック等)の納入・トラッククレーン等の建設機械リース (ただし、オペレータ付きリースは工事に該当する)・船舶・車両等の修理 等
--	--

5. 一般建設業と特定建設業の許可

(1) 特定建設業の許可

発注者から直接、建設工事を請け負う、いわゆる元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が5,000万円以上(ただし建築一式工事については8,000万円以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければなりません。

また、当初の請負契約に係る下請合計金額が、諸事情により契約変更となり5,000万円(建築一式8,000万円)を超えてしまう場合は、契約変更が締結される前に特定建設業の許可が必要になります。

(2) 一般建設業の許可

(1)以外のとき、つまり元請であっても、下請施工を行わず直営で施工する者又は、一件の建設工事につき総額5,000万円未満(建築一式については8,000万円未満)の工事を下請させて施工する者、あるいは下請けとして営業しようとする者は一般建設業の許可を受けなければなりません。

この場合、一建設業者が、ある業種について特定建設業の許可を、他の業種について一般建設業の許可を受けるという事はありませんが、同一業種について、特定と一般の両方の許可を受けるということはありません。

また、建設工事の施工にあたっては、土木一式工事もしくは建築一式工事の構成部分である各専門工事を施工する場合又は、附帯工事を施工する場合において、当該工事に係る技術者(法第7条第2号に該当する者)を置いて自ら施工することができない場合には、当該建設工事に係る許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

6. 大臣許可と知事許可

(1) 福岡県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする者は、福岡県知事の許可

(2) 他の都道府県にも営業所(業種を異にする建設業の営業であってもこれに入る。)を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

したがって、一建設業者が国土交通大臣許可と知事許可の両方を受けることはありません。

営業所とは

本店、支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。この本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他の都道府県でも行うことができます。また、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約の名義人が当該営業所を代表する者であるか否かは問いません。

なお、営業所は、次の要件を備えていることが必要です。

(イ) 本店(主たる営業所)の場合、経營業務の管理責任者、営業所技術者等が常勤する事務所であること。

(ロ) 本店以外の営業所(従たる営業所)の場合、建設業法施行令第3条に規定する使用人、営業所技術者等が常勤する事務所であること。

(ハ) 使用営業所の権原(自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること)を有しており、建設工事の請負契約締結等の業務を行うことができる独立した事務所(他法人、他の個人事業主や個人の生活部分からの独立性が保たれる必要がある)であること。

・賃貸借契約の場合に使用目的が「居住用」となっている場合、営業所としての所有者等の「使用承諾書」があること。※マンション等の区分所有権による場合、個別に営業に係る管理組同意書を求める場合があります。

・独立性が保たれているとは、原則として他者の事務所部分(又は個人の生活部分)を通らずに自者の事務所に

直接入れること。※間取り図、玄関から営業所として使用する部屋への動線がわかる写真の添付を求める場合があります。

一部屋を共同で使用している場合は、自者の様子が他者から見られないように、固定式の間仕切等により仕切ることが必要。

(ニ) 事務所としての形態(固定電話、机、各種事務台帳等の保管スペース等)があること。

(ホ) 許可を受けた建設業者にあつては、本店、支店の営業所の公衆の見やすい場所に建設業法に基づく標識を掲げていること。単なる事務連絡所、工事現場事務所などは営業所とは認められません。

7. 許可の基準 (許可を受けるための要件)

許可を受けるには、次の項目に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 経營業務の管理責任者が常勤でいること。
- (2) 営業所技術者等を営業所ごとに常勤で置いていること。
- (3) 請負契約に関して誠実性を有していること。
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基盤又は金銭的信用を有していること。
- (5) 欠格要件等に該当しないこと。
- (6) 暴力団の構成員でないこと。
- (7) 社会保険へ加入すること。

資格要件の概要は次の第3表のとおりです。

第3表 (許可の基準)

許可の区分 項目		一般建設業の許可 (法第7条)	特定建設業の許可(法第15条)	
			指定建設業以外の業種	指定建設業 (土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)
1 経 営 経 験	<p>経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること</p> <p>この場合、法人では常勤役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の一人、個人では本人か支配人がこの要件に該当するものであること</p>	<p>㊦常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>(2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けたものに限る。)として経營業務を管理した経験を有する者</p> <p>(3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p> <p>㊧常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験</p>	同 左	同 左

		<p>(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下この口において同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれに置くものであること</p> <p>(1)建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者</p> <p>(2)5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者</p> <p>㊦国土交通大臣が㊥又は㊧に掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの</p>		
2 技 術 者	営業所ごとに右のいずれかの資格を有する技術者で専任のものを置くこと	<p>許可を受けようとする業種について</p> <p>㊥ 高校(所定学科)卒業後5年 大学(所定学科)卒業3年以上の実務経験を有する者</p> <p>㊧ 10年以上の実務経験を有する者</p> <p>㊦ 国土交通大臣が㊥㊧と同等以上の知識技能等を有するものと認定した者</p>	<p>㊥ 国家資格を有する者 1級施工管理技士・1級建築士・技術士</p> <p>㊧ 左記㊥㊦㊧に該当する者のうち、許可を受けようとする業種について元請で4,500万円以上の建設工事(昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上、平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの)に関し2年以上指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>㊦ 国土交通大臣が㊥又は㊧に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者</p>	<p>㊥ 国家資格を有する者 1級施工管理技士・1級建築士・技術士</p> <p>㊧ 国土交通大臣が㊥に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>
3 誠 実 性	請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと	法人、法人の役員等(取締役のほか顧問、相談役等を含む。以下同じ)、個人事業主、支配人、支店長、営業所所長等が左記に該当すること	同 左	同 左

4 財 産 的 基 礎	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	次のいずれかに該当すること ① 自己資本が500万円以上 ② 500万円以上の資金調達能力があること ③ 直前5年間許可を受けて継続営業した実績のあること	次の要件をすべて満たすこと ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと ② 流動比率が75%以上 ③ 資本金が2,000万円以上で自己資本が4,000万円以上	同 左
5 欠 格 要 件	<p>(法第8条) 下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき</p> <p>2 許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当するとき</p> <p>① 破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正な手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消され、その処分の日から5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で、当該届出の日から5年を経過しない者</p> <p>④ 上記③の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者又は当該個人の建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者</p> <p>⑤ 営業停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者</p> <p>⑦ 禁固以上の刑(※1)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>※1「禁固以上の刑」で執行猶予期間が経過していない者は本号に該当します。</p> <p>⑧ 建設業法、又は一定の法令の規定(※2)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>※2 「一定の法令の規定」とは次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条又は247条 ・ 暴力行為等処罰に関する法律 <p>⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑭において「暴力団員等」という)</p> <p>⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>⑪ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑩まで又は⑫(法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当する者</p> <p>⑫ 法人で、その役員等又は建設業法施行令第3条に規定する使用人のうちに、上記①②③④⑥⑦⑧⑨⑩までのいずれかに該当する者</p> <p>⑬ 個人で、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうちに、上記①②③④⑥⑦⑧⑨⑩までのいずれかに該当する者</p> <p>⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>			
6 社 会 保 険	<p>(法第7条第1号および施行規則第7条第2号)</p> <p>許可を受けようとする事業者が、次のいずれにも該当する者であること</p> <p>イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること</p> <p>ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての事業所に、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること</p> <p>ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること</p> <p>【令和2年10月1日の建設業法改正について】 建設業法改正により、社会保険への加入が建設業許可の要件となりました。 適用が除外される場合を除いて、確認資料(192頁)により社会保険の加入が確認できない時は、新規・業種追加・更新申請の許可及び承継等に係る認可ができません。また、既に許可を有している場合は、その取消しの事由となります(令和2年10月1日以降に申請を行う場合)。</p>			

(注意事項)

上記許可の基準に記載された各要件は、客観的に証明されなければなりません。(例えば常勤性については、社会保険加入の有無等で確認します。)

特定建設業の中で、指定建設業である7業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)については、営業所ごとに専任で置かなければならない技術者は国家資格者等の資格が必要です。

なお、経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等は、管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令で専任を要することとされている者と兼務することはできません。ただし、営業体及び勤務場所が同一である場合は、兼務できます。

また、住所が勤務を要する営業所から著しく遠距離で一般常識上通勤不可能な者、他に個人営業を行っている者、他の法人の代表取締役、清算人等、常勤役員等、他の営業等について専任に近い状態であると認められる者、議会の議員とは兼務することはできませんので、注意してください。

経営経験 (法第7条第1号) (第3表中の1)

- (1) 経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者は、**常勤**の者でなければなりません。(「常勤」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その業務に従事していること)
- (2) 経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは、営業取引上対外的に責任ある地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を5年以上有する者で、具体的には、法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)、個人の事業主又はその支配人(登記)、その他建設業の許可を受けている支店・営業所等の長の地位にあつた者をいいます。(規則④(1))

- ・「業務を執行する社員」・・・持分会社の業務を執行する社員
- ・「取締役」・・・株式会社の取締役
- ・「執行役」・・・指名委員会等設置会社の執行役
- ・「これらに準ずる者」・・・法人格のある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、**建設業**の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等

※建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員は除きます。

※なお、役員にはこれらに準ずる者を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長や部長・課長等は原則として含まれません。

(これらに準ずる者の確認書類)

- ・執行役員等としての地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図、過去の稟議書、その他これに準ずる書類
- ・業務執行を行う事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・取締役会の決議により建設業の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録その他これに準ずる書類

- ・執行役員としての経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- (3) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)とは、建設業の経營業務の執行に関して、取締役会設置会社において、取締役会の決議により**特定の事業部門**に関して業務

執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に執行役員として専念した経験を5年以上有する者をいいます。(規則④(2))

※経營業務の管理責任者の経験と執行役員等としての経験は通算できます。

※規則④(2)に該当するか否かの判断に当たっては、上記(2)の(これらに準ずる者の確認書類)を参考にする。

(4) 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任ある地位に次ぐ職制上の地位にある者)として、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、6年従事した補佐経験をいう。(規則④(3))

※事業主補佐経験は規則④(3)です。

※特定の部門・分野に偏ることなく経營業務全般を補佐した経験になります。

※経營業務の管理責任者の経験と執行役員等の経験は、補佐経験6年に通算することができます。

※規則④(3)に該当するか否かの判断に当たっては、上記(2)の(これらに準ずる者の確認書類)を参考にする。

(5) 常勤役員等を直接に補佐する者を置くことで適切な経営能力を有する者とする場合(規則⑤)

⑤(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

⑤(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

常勤役員等について……

・⑤の常勤役員等の経験は申請する会社以外(他社)の経験でも可能です。

規則⑤(1)「建設業に関し2年以上役員等としての経験」…上記(2)(3)と同じ

「役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務・労務・業務)…上記(4)の確認書類に準じて確認します。

※建設業に関する経験が必要です。

規則⑤(2)「5年以上役員等としての経験」…建設業以外でも可で商業登記により確認します。

「建設業に関し2年以上役員等としての経験」…上記(2)(3)と同じ

「財務管理の業務経験」…建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験。

「労務管理の業務経験」…社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険の手続きに関する業務経験。

「業務運営の経験」…会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験。

直接に補佐する者(以下、補佐者という)について……

・⑤補佐者の5年経験は、申請する会社での建設業の経験に限られます。(設立後5年未満は対象外)

・補佐者の財務・労務・業務に関する業務経験は、同一人物・同一期間でも可能ですが、常勤役員等と兼ねることはできません。

規則⑤「直接に補佐する」とは…組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

※部長・課長等の役職名や職層は問わない。

(補佐者が申請会社で財務管理・労務管理・業務運営に携わる部署に在籍し、業務経験を積んだことの確認書類)

・申請会社が建設業を行ってきたことを確認するための書類

法人税・消費税申告書(5年分で年1件)、契約書等(5年分で年1件)、商業登記

・補佐者の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

・役員等の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者であることを確認するための書類

当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類

・財務・労務・業務に関する業務経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これに準ずる書類及び5年の在職確認として社会保険証又は年金記録

- ・常勤役員等を直接に補佐することが確認できる書類
- 組織図、事務決裁規定

(6) 国土交通大臣が①又は②に掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。(規則②)

以上、「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの」と判断できる十分な客観的書類を確認することとし、例えば規則①(2)(3)及び②について、実態がなかったにも関わらず不正に許可を取得することを目的として関係書類を作成したことが認められた等の悪質な申請の場合は、虚偽申請として取扱うことがあり、その場合は法律により処罰されますのでご注意ください。(代理行為を行う行政書士の皆様もご注意ください)

技 術 者 (法第7条第2号、法第15条第2号) (第3表中の2)

技術者は、**専任**の者でなければなりません。

「専任の者」とは、その営業所に**常勤**して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

なお、「工事現場に配置される専任の技術者」とは異なりますので注意してください。

(1) 一般建設業の技術者

① 学校教育法による高校の所定学科(旧実業学校を含む)を卒業後5年以上、大学の所定学科(高等専門学校・旧専門学校を含む)を卒業後3年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者であること。(指定学科については、第4表の1を参照)

② 許可を受けようとする業種について10年以上の実務経験があれば、学歴、資格等は問いません。

「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は経験に含まれません。

③ ①と②と同等以上の知識・技術・技能を有すると認定された者とは

④ 指定の学科について旧実業学校検定に合格後5年以上、専門学校卒業程度検定に合格後3年以上実務経験を有する者

⑤ 指定の学科について専修学校の専門課程を卒業後5年以上(専門士、高度専門士は3年以上)実務経験を有する者

⑥ 第4表の2に掲げる資格及び経験を有する者

⑦ 登録基幹技能者講習を修了した者(許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る(第4表の3を参照))

⑧ その他国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者です。

(2) 特定建設業の技術者

① 1級施工管理技士・1級建築士・技術士といった国家資格を有する者は、指定建設業の技術者となる資格を有します。(第4表の2を参照)

② “指導監督的な実務経験”とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任、現場監督等の資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。ただし、発注者から直接請け負った建設工事に係るもの(元請工事)に限ります。

以上いずれかの基準に合致している者は、同一営業所内では、一人で2以上の業種の技術者を兼任することができます。

なお、経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者と技術者との両方の基準に合致している者は、同一営業所内では両者を兼務することができます。

(3) 実務経験要件の緩和

とび・土工、大工、屋根、しゅんせつ、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、水道施設、解体工事の各工事については、当該業種と指定業種での実務経験が、あわせて12年以上(うち当該業種が8年超)あれば、当該業種の営業所技術者等となることができます。(第4表の2を参照)

誠 実 性 (法第7条第3号、法第15条第1号) (第3表中の3)

- (1) “不正な行為”とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、“不誠実な行為”とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。
- (2) 建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許の取り消し処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者等は誠実性のないものとして取り扱います。

財産的基礎又は金銭的信用

- (1) ① 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- ② 「500万円以上の資金調達能力があること」とは、取引金融機関の預金残高証明書(500万円以上)、融資証明書(同)等を得られることをいう(複数の預金残高証明書等を合算する場合は、証明基準日が同一のものに限る)。
- (2) ① 「欠損の額」とは、法人にあつては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいう。また、個人にあつては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
- ② 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。
- ③ 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、有限会社の資本総額、合資会社及び合名会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいう。

以上、上記(1)(2)の財務諸表上の判断は、原則として既存の事業者にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。ただし、特定建設業許可の申請の場合で、申請日までに増資を行うことで資本金の準備を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取扱います。

(特定建設業の計算式)

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金} (\text{繰越利益剰余金を除く}))}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金})}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計} \times 100 \geq 75\%$	$\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計} \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	資 本 金 $\geq 2,000$ 万円	期 首 資 本 金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純 資 産 合 計 $\geq 4,000$ 万円	$(\text{期首資本金} + \text{事業主借勘定} + \text{事業主利益}) - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金} \geq 4,000$ 万円

第4表の1 建設業の種類別指定学科

(規則第1条)

許可を受けようとする建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

第4表の2 建設業の種類別技術者資格要件

の欄は指定建設業

(二級の土木施工管理技術検定合格証明書に種別の表示がないものは「土木」に該当)

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件 (規則第7条の3)	特定建設業の資格要件
土木工事業	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
建築工事業	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 建築士法による1級建築士の免許を受けた者
大工工事業	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 建築士法による1級建築士の免許を受けた者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
左官工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であつてその後左官工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
とび・土工工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「葉液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録地すべり防止工事試験」という。)に合格した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格したもの</p> <p>9 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	
石工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>	
屋根工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>6 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>7 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級スレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>
電気工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>3 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	
管 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	
<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 平成24年3月31日時点で職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>	
鋼構造物工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
鉄筋工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)</p>	
舗装工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>
しゅんせつ工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
板金工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>
ガラス工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>
塗装工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者 	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	
防 水 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>
内装仕上工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
機 械 器 具 設 置 工 事 業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
熱 絶 縁 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
電 気 通 信 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>
造 園 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	
さく井工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
建具工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
水道施設事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
消防施設事業	<p>消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</p>	
清掃施設工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
解体工事業	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したものの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したものの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したものの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したものの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の1から7まで及び9のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>5 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者</p> <p>6 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。</p>

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	<p>10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>11 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者</p> <p>12 平成27年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の2又は3に該当している者</p> <p>13 平成27年改正省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者</p> <p>14 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>15 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を二級のとび又はとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>16 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>17 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>18 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p>	

(注1) 解体工事業の項第2欄及び第3欄の登録については、平成27年改正省令附則第2条第2項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第18条の3の2から第18条の3の16まで（第18条の3の6第10項を除く。）の規定を準用する。

(注2) 解体工事業の項第2欄第11号から第18号まで並びに同項第3欄第4号から第6号は、平成33年3月31日までの間に限り有効とする。

第4表の3 国土交通大臣が認める登録機関技能者講習の種目

※左欄の建設業に係る建設工事に関して10年以上の実務経験を有する者に限る

建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録PC基幹技能者、登録とび・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者、登録圧入工基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録土質改良基幹技能者、登録都市トンネル基幹技能者、登録潜函基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者

8. 登記されていないことの証明書・身分証明書

申請者等(様式十二号及び様式十三号の略歴書に記載した法人の役員、本人、建設業法施行令第3条に規定する使用人)が欠格要件に該当しない旨を証明する以下の書類が必要です。

提出する書類

次の①、②または③、④の書類の両方を、別添で提出してください。(どちらも発行後3ヶ月以内のもの)

① 登記されていないことの証明書

許可申請者等が、成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- ・氏名・生年月日・住所が記載されているもの。
- ・外国人の場合は、氏名欄に本名(本国名)と通称名を()書きで、住所欄に「住民票」の現住所を、また、国籍欄に国籍を記入してください。

「登記されていないことの証明書」申請・交付の手続については、下記にお問い合わせください。

【郵送申請】東京法務局へ申請(他の法務局・地方法務局は郵送できません)

送付先	電話番号
〒102-8226 東京都千代田区九段南 I-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)

【窓口申請】全国の法務局・地方法務局(戸籍課等)に申請

福岡法務局への問い合わせは下記のとおりです。

局名	所在地	電話番号
福岡法務局	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-9-15	092-721-4570(代表) 092-721-9334(戸籍課直通)

※住所・本籍地の都道府県以外の法務局・地方法務局でも窓口交付できます。

※支局・出張所では窓口交付できません。

② 市町村の長の証明書(「身分証明書(通称)」)

許可申請者等が、成年被後見人若しくは被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

許可申請者等の本籍を所管する各市町村の戸籍事務担当課が発行します。申請・交付の手続きについては、許可申請者等の本籍地の市町村にお問い合わせください。

外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。

③ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

④ 市町村の長の証明書(「身分証明書(通称)」)

破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

9. 許可を受けるには (許可申請の手続き)

建設業の許可を受けようとするときは、第2表に掲げる 29 の業種ごとに、それぞれ一般建設業あるいは特定建設業のいずれかの許可を受けることになります。

福岡県知事の許可を受けようとするときは、許可申請書を所轄県土整備事務所建築指導課へ提出してください。

福岡県知事許可の申請書提出部数(許可後の変更届等も同様の取扱いです)

所管県土整備事務所	提出部数	※法定様式の押印は廃止されました		
		正本	副本1	副本2
福岡、久留米 北九州、飯塚 (以上、主要4県土)	2	○	○(コピーでも可)	—
上記以外 (一般県土)	3	○	○(コピーでも可)	○(コピーでも可)

なお、所轄県土整備事務所は、参考資料ア「福岡県内における書類の提出場所」(173,174 頁)を参照してください。(押印について)

令和2年7月より国で進められておりました「押印を求める行政手続の見直し方針」に基づき、建設業許可等においても押印を求める手続の見直し等が行われ、建設業法施行規則の一部が改正されました(令和2年 12 月 23 日公布、令和3年1月1日施行)。

これを受け、本県における建設業許可等に関する取扱いを下記のとおり定めました。

- (1) 建設業法施行規則における法定様式の押印はすべて不要となります。
- (2) 押印廃止に伴い、申請書類に訂正があった場合は、原則として書類は差し替えとなります。
- (3) 法定様式に押印があるものは従来通り申請可能とし、訂正印による対応も行います。
- (4) 1件の申請書等の法定様式において「押印有り」と「押印無し」の書類の混在は原則として不可とします。ただし、法定様式以外の県知事宛ての申立書や任意様式の証明書等については、押印または代表者の署名が必須となります。
- (5) 廃業届(規則別記様式22号の4)については、本県が受理した場合は業種の一部又は全部の取消処分となり当該建設業者への影響が大きいことから、届出者の意思による提出であることを確実に確認するため、実際に窓口で提出される方の運転免許証等による本人確認を徹底させていただきます。また、代理による申請の場合は、必ず委任者の押印のある委任状を提出してください。

10. 更新時における許可の一本化について

例えば、一の業者がすでに許可を受けたあと、さらに別(業種の追加)の許可を受けている場合、その最初の許可の更新を申請する際に有効期間の残っている別(業種の追加)の許可についても「建設業許可申請書」(42頁)の許可の有効期間の調整欄に1を記入することにより、一本化の申請ができます。(更新と同じ手数料が必要)

11. その他

- (1) 同一業者が特定建設業と一般建設業の許可の申請をする場合には、工事経歴書(様式第2号)、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)、使用人数(様式第4号)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)並びに財務諸表については、許可の区分にかかわらず当該業者に係る全てのものを記載します。
- (2) 特定と一般の両方の許可を受けている業者の変更届で商号、所在地、資本金、役員、決算報告に伴う工事経歴、施工金額、財務諸表等共通する事項に関する変更届は、特定、一般の区分にかかわらず、その一通にまとめて記載します。
- (3) 知事から大臣へ、大臣から知事へ、A県からB県へ許可換えの申請をする場合には、当該申請書の正本に、申請時において、すでに受けている建設業許可の通知書の写しを添付してください。
- (4) 営業所の営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届(様式第22号の4)を提出後に一般建設業許可の申請を行ってください。

一方、営業所の営業所技術者等に係る基準は満たしているが、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさなくなったため、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届を提出することなく、一般建設業許可を申請することとなります。

12. **許可を受けるための手数料**

許可を受けようとするときは、次により許可手数料を納めなければなりません。

福岡県知事の許可を新規に申請するときは、許可手数料9万円、福岡県知事の許可を受けている者が、許可の更新又は許可業種の追加を申請するときは5万円を福岡県領収証紙によって納付してください。

29の業種については、同時に申請があれば1件の許可として取扱われますが、一般建設業と特定建設業とは同時に申請があっても、別個の許可として扱います。

なお、許可手数料は、申請に対する審査の手数料となりますので、許可を受けられなかった場合でも還付できませんのでご了承ください。